

青森公立大学就職指導委員会規程

令和6年12月26日

規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学就職指導委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青森公立大学学部生及び大学院生に対する就職支援事業等の円滑な運営を図るため、青森公立大学就職指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学部及び大学院の就職支援事業等の実施方針に関する事項
- (2) 学部及び大学院の就職支援事業等の運営・実施に関する事項
- (3) 学生の就職に係る情報の収集及び提供に関する事項
- (4) その他、学部及び大学院の就職支援事業等に関し学長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、学長が指名する教員職員及び事務職員をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、補欠の委員を指名できるものとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから学長が指名する教員職員又は事務職員をこれに充てる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(委員会の成立)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

(委員会の議事)

第9条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第 1 1 条 委員会の事務は、事務局教務学事グループにおいて処理する。

(その他)

第 1 2 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 6 年 1 2 月 2 6 日から施行する。